

令和 8 年 度

上 里 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第 号

令和8年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和8年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,370 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	461,900 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,265 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 汚水管渠築造事業	346,694 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	296,016 千円
第 1 項 営 業 収 益	81,293 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	214,722 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	308,833 千円
第 1 項 営 業 費 用	260,442 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	47,390 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,904千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,342千円、過年度分損益勘定留保資金66,562千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	479,352 千円
第 1 項 企 業 債	296,500 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	83,000 千円
第 3 項 分担金及び負担金	6,319 千円
第 4 項 出 資 金	5,897 千円
第 5 項 他 会 計 補 助 金	11,806 千円
第 6 項 他 会 計 負 担 金	75,830 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	567,256 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	428,864 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	138,392 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償（令和8年度分）	令和8年度から 令和11年度まで	当該資金の貸し付けにより生ずる元金、利 子及び遅延金に相当する額

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	205,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	53,100千円			
資本費平準化債	37,900千円			
計	296,500千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,662 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 雨水処理に要する経費	5,851 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費	144,056 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費	15,268 千円
(4) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	240 千円

令和 8 年 3 月 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一